

発議第4号

令和4年3月29日

木津川市議会議長 森本 隆 様

提出者 木津川市議会議員 西山幸千子

賛成者 木津川市議会議員 山本しのぶ

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の
処遇の抜本的な改善を求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条第
1項の規定により、別紙のとおり提出します。

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇の 抜本的な改善を求める意見書（案）

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで、日常の業務が増え、保育の営みにおいては「密」を避けることが困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が決まり、順次実施されている。2021年度「学校基本調査」では公立小学校の学級あたり平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予想される。しかし、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍で、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ国が責任をもって改善することが求められている。

よって、下記の事項を実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 国は、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇を抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

木津川市議会議長 森本 隆

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣